

【方針(案)の概要】

<b>基本方針策定の位置づけ</b>
市の都市計画制度は、昭和34年に用途地域が定められ、昭和56年に市街化区域が制定されたものである。 しかし、近年の人口減少や少子高齢、産業構造の変化など、制定時とは大きく社会情勢が変革している中、次世代が心豊かに暮らせるまちづくりを実現するため、近未来を見据え、本方針を新たに都市を再構築する羅針盤とする。
<b>市街化区域の見直し</b>
◇自然環境の良好な保全、都市基盤の効率的な活用などの視点から、区域区分(線引き制度)を維持する。 ◇都市的利用の見直しのない市街化区域の農地などは、積極的に市街化調整区域に戻し、環境に配慮した土地利用を維持・保全する。
<b>市街化調整区域内の土地の有効利用について</b>
「市街化調整区域における地区計画制度」の活用を支援し、豊かな自然環境を保全しつつ、農林漁業の取り組みや若年層の定住・新規就農者などの移住、地域間の住民交流などの推進を図る。
<b>用途地域の見直しについて</b>
◇現況の土地利用と将来の市街地像を見据えて、用途地域の見直しを図る。 ◇まちの拠点となる地域は商業など都市機能のさらなる集積を促し、その周辺は魅力あるまちなみの環境づくりなど、暮らしやすい居住環境を形成する。 ◇市街地周辺は、豊かな自然と調和した低層住宅地として、ゆとりある良好な居住環境を形成する。

都市計画見直し基本方針(案)にご意見を

パブリック・コメント手続制度

市では、将来の社会情勢の変化に柔軟に対応していくため、昨年度から舞鶴市都市計画見直し基本方針検討会で検討してきた「舞鶴市都市計画見直し基本方針」の策定を進めています。

このたび、基本方針(案)がまとまりましたので、市パブリック・コメント手続制度(市民意見提出制度)に基づき、市民の皆さんから意見を募集します。

基本方針(案)の概要は左表のとおり。

**◆提出方法**  
様式は自由。住所、氏名、電話番号を記入し、「舞鶴市都市計画見直し基本方針(案)に対する意見」と明記して、郵送か持参、ファクス、電子メールで都市計画課へ。匿名、電話、口頭による意見は受け付けません。

**◆募集期間**  
6月30日(火)まで

**◆基本方針(案)の公表場所**  
同課、情報公開コーナー、西支所、加佐分室、中央・東・西・南公民館、大浦・城南会館、東・西図書館で閲覧可。市ホームページにも掲載。

**◆提出された意見の取り扱い**  
提出された意見などを考慮して最終案を作成。また、意見の概要と意見に対する市の考え方などを整理し公表します(氏名などは公表しません)。

▼詳しくは、都市計画課(☎66・1042)へお問い合わせください。

8948、FAX 62・91

**募集** 市民による政策評価会  
**市民判定員を募集**

☎ 企画政策課 (☎ 66・1042)

市の施策について市民の皆さんが議論し、今後の施策へ意見を反映する「市民による政策評価会」を開催。市民判定員を募集します。

- 【日時】 8月9日(日) 10時～18時
- 【場所】 商工観光センター
- 【内容】 市の施策の説明を聞いた後、市民評価員の議論を傍聴し評価(質問や意見も可)。
- 【対象】 市内在住の18歳以上
- 【定員】 3人(多数の場合は抽選)
- 【申し込み方法】 6月8日(月)までに電話で企画政策課へ。

《無作為抽出による市民判定員募集も実施》

公募に加え、市内在住の18歳以上の男女を無作為に抽出し案内書を送付します。定員は17人(多数の場合は抽選)。

**募集** 食から健康づくり  
**食生活改善推進員養成講座を開催**

☎ 保健センター (☎ 65・0065)

健康に欠かせない食生活の正しい知識を地域へ広めるため、「食」のボランティアとして活動する「食生活改善推進員(はまなす会)」の養成講座を実施。受講者を募集します。詳しくは下記のとおり。



▲料理教室の様子

- 【日時】 7月8日(水)～11月27日(金)に計11回  
13時30分～16時30分
- 【対象】 市内在住の20歳以上
- 【定員】 先着30人
- 【受講料】 540円
- 【申し込み方法】 6月2日(火)～19日(金)に電話で同センターへ。

市職員の採用試験

- 【日時】 7月26日(日) 8時45分から
- 【場所】 舞鶴市中総合会館
- 【受付期間】 6月1日(月)から7月3日(金)まで  
※土・日曜日は除く。郵送の場合は、7月3日(金)17時15分までに到着したものに限り。
- 【申し込み方法】 申込書(市役所受付、人事課、西支所総務係、加佐分室で配布。市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入し人事課へ。  
詳細は試験案内をご確認ください。

職種	採用予定人数	受験資格	第1次試験
事務職	上級	15名程度	昭和62年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた方で、大学(これと同程度のものを含む)卒業又は卒業見込みの方 平成2年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた方で、短期大学(これと同程度のものを含む)卒業又は卒業見込みの方
	中級		
土木技術職	上級	若干名	昭和60年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた方で、大学(これと同程度のものを含む)卒業又は卒業見込みの土木技術を有する方 昭和63年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた方で、短期大学(これと同程度のものを含む)卒業又は卒業見込みの土木技術を有する方
	中級		
建築技術職	上級	若干名	昭和60年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた方で、大学(これと同程度のものを含む)卒業又は卒業見込みの建築技術を有する方
設備技術職	上級	若干名	昭和60年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた方で、大学(これと同程度のものを含む)卒業又は卒業見込みの電気技術又は機械技術を有する方 昭和63年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた方で、短期大学(これと同程度のものを含む)卒業又は卒業見込みの電気技術又は機械技術を有する方
	中級		
保育士	若干名	平成2年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた方で、保育士、幼稚園教諭の両方の資格を有する方又は平成27年度中に両方の資格を取得見込みの方	【教養試験】公務員として必要な一般知識と教養について択一式で実施 【適性検査】事務能力の検査を実施 【教養試験】公務員として必要な一般知識と教養について択一式で実施 【専門試験】それぞれの分野のうちから専門的知識について択一式で実施

※若干名とは、1～3名程度を表します。

※事務職(初級)、消防職の採用試験については、広報まいづる8月号でお知らせします。  
▶お問い合わせは、人事課(☎66・1066)へ。